

平成28年度の送配電部門の収支について

平成29年7月

 北陸電力株式会社

目 次

平成28年度の送配電部門の収支について・・・1

【電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類】

- ・第1表 社内取引明細表・・・・・・・・・・2～3
- ・第2表 設備別費用明細表・・・・・・・・・・4
- ・第3表 送配電部門収支計算書・・・・・・・・・・5
- ・第4表 固定資産明細表・・・・・・・・・・6～7
- ・第5表 超過利潤計算書・・・・・・・・・・8
- ・第6表 超過利潤累積額管理表・・・・・・・・・・9
- ・第7表 特定設備投資額明細表・・・・・・・・・・10
- ・第8表 内部留保相当額管理表・・・・・・・・・・11
- ・第10表 離島供給収支計算書・・・・・・・・・・12
- ・第11表 インバランス収支計算書等・・・・・・・・・・13

【電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書】

- ・独立監査人の監査報告書・・・・・・・・・・14～15

■平成28年度の送配電部門の収支について

平成28年度の送配電部門の収支について、電気事業法第22条第1項及び電気事業託送供給等収支計算規則に基づき算定した結果、当期純利益は29億円となりました。料金原価と平成28年度実績との差額である超過利潤（又は欠損）については、7億円の欠損となりました。

今後も安全最優先を大前提とし、効率的な設備保守・運用や調達コスト低減への取組みにより、託送費用の抑制に努めてまいります。

○送配電部門収支

項 目	金額（億円）
営業収益	1,410
営業費用	1,326
営業損益	83
営業外損益	△42
特別損益	-
税引前当期純利益	41
法人税等	11
当期純利益	29

○超過利潤（又は欠損）

項 目	金額（億円）
当期純利益	29
事業報酬額 ①	82
追加事業報酬額 ②	△1
財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）③	54
財務収益（預金利息を除く。）④	11
事業外損益 ⑤	2
特別損益 ⑥	-
その他調整額 ⑦	△3
超過利潤額（又は欠損額） （当期純利益-①-②+③-④-⑤-⑥-⑦）	△7

※ 金額：億円未満の端数を切捨て表示。

○電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類

- ・ 第1表 社内取引明細表
- ・ 第2表 設備別費用明細表
- ・ 第3表 送配電部門収支計算書
- ・ 第4表 固定資産明細表
- ・ 第5表 超過利潤計算書
- ・ 第6表 超過利潤累積額管理表
- ・ 第7表 特定設備投資額明細表
- ・ 第8表 内部留保相当額管理表
- ・ 第10表 離島供給収支計算書
- ・ 第11表 インバランス収支計算書等

○電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書

- ・ 独立監査人の監査報告書

○過去に公表した計算書類等

- ・ 平成21年度分・平成22年度分・平成23年度分・平成24年度分・平成25年度分・平成26年度分
- ・ 平成27年度分

様式第1（第2条関係）
第1表

社 内 取 引 明 細 表

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
託送収益等取引費用	6,715	基準託送供給料金相当額等取引収益	136,690
アンシラリーサービス取引費用	4,494	接続検討料相当額取引収益	2
振替損失調整額取引費用	72	変更賦課金相当額取引収益	-
使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用	851	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用	851		
消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）	84		
最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）	-		
合 計	13,069	合 計	136,693

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	94,713
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	37,089
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	215
予備送電サービス料金相当額取引収益	618
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	Δ1,565
近接性評価割引相当額取引収益	Δ997
インバランスの供給相当額取引収益	6,615
地帯間購入電源費取引収益	-
他社購入電源費取引収益	-
合 計	136,690

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
接続検討料相当額取引収益	2

(記載注意)

- 1 接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
変更賦課金相当額取引収益	-

(記載注意)

- 1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
合 計	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
インバランス対応取引費用	3,418
インバランスの買取相当額取引費用	3,297
地帯間販売電源料取引費用	-
合 計	6,715

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
アンシラリーサービス取引費用	4,494

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
振替損失調整額取引費用	72

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(8) 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
接続供給託送収益対応分	4
基準託送供給料金相当額対応分	847
合 計	851

(記載注意)

1 特別高压需要、高压需要及び低压需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。

2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(9) 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
接続供給託送収益対応分	4
基準託送供給料金相当額対応分	847
合 計	851

(記載注意)

1 特別高压需要、高压需要及び低压需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。

2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(10) 消耗品費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
消耗品費用 (社内取引に係るものに限る。)	84

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(11) 最終保障供給対応取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
最終保障供給対応取引費用 (基準託送供給料金に相当する額を除く。)	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

設備別費用明細表

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	226	-	226
給料手当	-	1	-	3,328	2,375	6,626	2,100	3,208	-	17,642
給料手当振替額(貸方)	-	Δ0	-	Δ45	Δ49	Δ85	Δ6	Δ2	-	Δ189
退職給与金	-	-	-	-	-	-	-	3,581	-	3,581
厚生費	-	0	-	621	453	1,231	385	840	-	3,533
委託検針費	-	-	-	-	-	1,046	-	-	-	1,046
委託集金費	-	-	-	-	-	-	13	-	-	13
雑給	-	0	-	184	83	303	89	335	-	996
燃料費	-	17	-	-	-	-	-	-	-	17
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	-	0	-	20	22	95	150	299	-	589
修繕費	-	21	-	4,107	3,100	20,247	-	689	-	28,166
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	-	-	-	957	10	687	0	3	-	1,659
賃借料	-	0	-	326	96	1,907	-	901	-	3,231
託送料	-	-	-	694	-	1	-	-	-	695
事業者間精算費	-	-	-	158	-	-	-	-	-	158
委託費	-	3	-	236	85	1,876	1,510	2,526	-	6,238
損害保険料	-	-	-	0	5	2	-	0	-	8
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	0	215	-	216
養成費	-	-	-	-	-	-	-	222	-	222
研究費	-	-	-	-	-	-	-	398	-	398
諸費	-	0	-	277	50	411	244	1,424	-	2,409
貸倒損	-	-	-	-	-	-	9	-	-	9
固定資産税	-	0	-	1,918	1,039	2,296	-	288	-	5,543
雑税	-	0	-	6	20	9	14	84	-	135
減価償却費	-	8	-	10,716	6,405	5,930	-	2,136	-	25,197
固定資産除却費	-	-	-	1,864	1,150	1,378	-	264	-	4,657
共有設備費等分担額	-	0	-	-	-	-	-	-	-	0
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,137	1,137
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	56	56
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	Δ0	-	Δ0
附帯事業営業費用分担関連費	-	-	-	-	-	-	-	Δ1	-	Δ1
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	10,593	10,593
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	1,416	1,416
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	Δ7	Δ7
社内取引費用	-	-	-	-	-	-	-	-	13,069	13,069
合計	-	55	-	25,373	14,851	43,966	4,513	17,642	26,277	132,681

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

送配電部門収支計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	132,681	営業収益	141,048
水力発電費	-	電灯料	5
火力発電費	55	電力料	4
新エネルギー等発電費	-	地帯間販売電源料	1,073
地帯間購入電源費	1,137	地帯間販売送電料	29
(インバランスの買取りに係る費用)	(-)	他社販売電源料	-
地帯間購入送電費	10	託送収益	1,655
他社購入電源費	56	接続供給託送収益	902
他社購入送電費	-	(インバランスの供給に係る収益)	(136)
送電費	25,373	その他託送収益	753
変電費	14,851	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	-
配電費	43,966	事業者間精算収益	483
販売費	4,513	電気事業雑収益	1,094
一般管理費	17,642	遅収加算料金	10
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	社内取引収益	136,693
電源開発促進税	10,593	(インバランスの供給相当額に係る収益)	(6,615)
事業税	1,416		
開発費	-		
開発費償却	-		
電力費振替勘定(貸方)	△7		
社内取引費用	13,069		
(インバランス対応取引費用)	(3,418)		
(インバランスの買取り相当額に係る費用)	(3,297)		
営業利益(又は営業損失)	8,367		
営業外費用	5,926	営業外収益	1,715
財務費用	5,595	財務収益	1,181
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(20)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(137)		
(社債発行費償却)	(-)	事業外収益	534
事業外費用	330		
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	4,156		
法人税等	1,171		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	2,984		

- (注) 1. 送配電部門収支計算書等の作成基準
本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年 経済産業省令第2号)第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。
2. 託送供給等収支配分基準
一般送配電事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 1 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 2 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 3 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

第4表

固 定 資 産 明 細 表
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期首残高				期中増減額			期末残高				
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	336	7	272	56	-	-	8	336	7	280	48	48
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	49	-	21	27	-	-	3	49	-	24	24	24
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	282	7	247	27	-	-	5	282	7	252	22	22
備品	4	-	3	1	-	-	0	4	-	3	0	0
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	0
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	429,984	14,686	265,597	149,699	7,007	Δ29	8,497	436,991	14,656	274,095	148,239	148,239
土地	17,638	2,248	-	15,390	93	8	-	17,732	2,256	-	15,475	15,475
建物	395	-	237	158	11	-	9	406	-	246	159	159
構築物	332,826	8,615	215,697	108,513	5,663	Δ22	6,257	338,489	8,592	221,954	107,942	107,942
機械装置	40,138	102	30,077	9,959	1,082	Δ3	517	41,221	98	30,594	10,528	10,528
備品	1,007	-	816	190	Δ89	-	Δ14	918	-	802	115	115
リース資産	3	-	2	0	10	-	2	13	-	4	8	8
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	37,973	3,720	18,766	15,486	235	Δ12	1,725	38,209	3,708	20,491	14,009	14,009
変電設備	331,557	3,623	240,234	87,699	1,664	36	2,670	333,221	3,660	242,904	86,656	86,656
土地	27,575	2,464	-	25,111	17	15	-	27,593	2,480	-	25,113	25,113
建物	14,693	187	10,596	3,909	266	Δ0	277	14,959	187	10,874	3,898	3,898
構築物	2	-	2	-	Δ0	-	Δ0	1	-	1	-	-
機械装置	287,853	971	228,615	58,266	1,365	21	2,362	289,218	993	230,977	57,247	57,247
備品	1,107	-	938	168	Δ63	-	Δ46	1,043	-	891	151	151
リース資産	14	-	6	7	6	-	4	20	-	10	10	10
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	310	0	75	235	72	Δ0	73	383	0	148	234	234

配電設備	402,650	9,493	238,697	154,459	Δ 1,639	119	Δ 2,441	401,011	9,612	236,256	155,143
土地	668	251	-	416	57	0	-	725	251	-	473
建物	1,062	-	601	460	31	-	42	1,093	-	644	449
構築物	369,143	9,218	216,639	143,286	3,404	118	3,490	372,548	9,337	220,129	143,081
機械装置	27,436	18	17,678	9,739	Δ 5,047	0	Δ 5,940	22,389	18	11,738	10,632
備品	3,574	5	3,211	357	Δ 93	0	Δ 52	3,481	5	3,159	316
リース資産	44	-	26	18	Δ 1	-	Δ 4	43	-	21	22
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	719	0	539	180	9	0	22	729	0	561	167
業務設備	62,580	2,740	41,710	18,129	3,310	98	1,721	65,891	2,838	43,431	19,620
土地	6,064	1,218	-	4,846	228	43	-	6,293	1,261	-	5,032
建物	36,064	1,473	26,658	7,932	1,367	50	1,121	37,431	1,523	27,780	8,126
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	16,477	44	11,809	4,623	2,093	4	1,070	18,571	49	12,879	5,642
備品	2,977	3	2,432	542	172	0	81	3,149	3	2,513	632
リース資産	67	-	40	27	Δ 14	-	Δ 17	53	-	22	30
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	928	0	770	157	Δ 536	0	Δ 534	391	0	235	155
建設仮勘定	8,008	-	-	8,008	332	-	-	8,341	-	-	8,341
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-	0
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	4,298	-	-	4,298	Δ 723	-	-	3,574	-	-	3,574
変電設備	705	-	-	705	358	-	-	1,063	-	-	1,063
配電設備	2,400	-	-	2,400	47	-	-	2,448	-	-	2,448
業務設備	604	-	-	604	649	-	-	1,254	-	-	1,254
合 計	1,235,117	30,550	786,512	418,054	10,675	224	10,457	1,245,793	30,775	796,969	418,048

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
 - 有形固定資産は定率法によっている。
 - 無形固定資産は定額法によっている。
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - 償却年数又は残存簿価の変更（軽微なものを除く。）をしたときは、その旨
 - 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

・主要件名別帳簿原価期中増減明細		(単位 百万円)	
期 中 増 加		期 中 減 少	
件 名	金 額	件 名	金 額
送電設備	アイシン軽金属線他地中線化	城端開閉所 新富山幹線リレー撤去	110
	富山大学支線2回線化	青梅線電線一部撤去(No.89~青梅変電所)	64
	有峰幹線鉄塔建替(No.72~No.77)		
	272		
変電設備	新福井変電所 連係用変圧器取替	金沢変電管理所 親局T C撤去	438
	新富山変電所 制御盤取替	武生発電管理所 親局T C撤去	258
	富山変電所 連係用変圧器増設		
	297		

- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

当年度期首残高については、平成28年3月29日の電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）改正の趣旨を踏まえて算定しており、離島供給に係る設備並びに発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る固定資産を含むこと等により、前年度に公表された期末残高と一致しない。

第5表

超過利潤計算書
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)(①)	2,984
送配電部門の事業報酬額(②)	8,294
追加事業報酬額(③)	Δ 102
送配電部門の財務費用(株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。)(④)	5,458
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)(⑤)	1,160
送配電部門の事業外損益(⑥)	203
送配電部門の特別損益(⑦)	-
その他の調整額(⑩=⑧-⑨)	Δ 373
インバランス取引等損益(⑧)	15
法人税補正額(⑨)	389
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(⑪=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑩)	Δ 740
うち想定原価と実績費用との乖離額	Δ 1,112

(記載注意)

- 1 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 2 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 3 インバランス取引等損益は、インバランスの供給及び最終保障に係る収益からインバランスの供給及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 4 法人税補正額は、送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、インバランス取引等損益の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 5 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 6 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

超過利潤累積額管理表
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)① (うち前期乖離額累積額)⑦	- (-)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)② (うち想定原価と実績費用との乖離額)⑧	Δ740 (Δ1,112)	
還元額③	-	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)④=①+②-③ (うち当期乖離額累積額)⑨=⑦+⑧	Δ740 (Δ1,112)	
一定水準額⑤	7,942	平均帳簿価額 418,051百万円 事業報酬率 1.9%
一定水準超過額⑥=④-⑤	0	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額(又は当期欠損額)に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。)乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第7表

特定設備投資額明細表
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区間又は場所	当期投資額	投資累積額
中央幹線 [竣工済]	城端開閉所から加賀変電所 (No. 4～No. 9)	/	/
中央幹線 [竣工済]	城端開閉所から加賀変電所 (No. 5 6～No. 6 3)		
敦賀火力 [竣工済]	福井県敦賀市		
新富山 [竣工済]	富山県射水市		
新福井 [竣工済]	福井県坂井市		
東京中部間直流連系設備関連 (東京電力分) [未竣工] ①飛驒信濃直流幹線	①中部電力 飛驒変換所～新信濃変電所		
②新信濃交直変換設備	②長野県東筑摩郡朝日村		
③その他関連工事			
東京中部間直流連系設備関連 (中部電力分) [未竣工] ①飛驒分岐線	①越美幹線No. 115～飛驒変換所		
②飛驒変換所	②岐阜県高山市		
③その他関連工事			
合 計		200	4,408

(注) 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。
(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第8表

内部留保相当額管理表

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期内部留保相当額(①)	2,850	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)	△740	
還元額(③)	-	
インバランス取引等損益(④)	△84	
当期特定設備投資額(⑤)	200	
当期内部留保相当額(⑥=①+②-③+④-⑤)	1,825	還元義務額残高なし

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

離島供給収支計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	55	営業収益	6
水力発電費	-	電灯料 (離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	2
火力発電費	55	(燃料費調整分)	(-)
新エネルギー等発電費	-	電力料 (離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	2
他社購入電源費	-	(燃料費調整分)	(-)
販売費	0	他社販売電源料	-
		託送収益	-
		接続供給託送収益	-
		(離島ユニバーサルサービス費)	(-)
		(燃料費調整分)	(-)
		電気事業雑収益	0
		遅取加算料金	0
		社内取引収益	-
		(離島ユニバーサルサービス費相当額)	(-)
		(燃料費調整分相当額)	(-)
営業利益(又は営業損失)	Δ49		
営業外費用	0	営業外収益	3
財務費用	0	財務収益	2
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(0)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(0)	事業外収益	0
(社債発行費償却)	(-)	特別利益	-
事業外費用	0		
特別損失	-		
税引前離島部門当期純利益(又は税引前離島部門当期純損失)	Δ47		
法人税等	-		
離島部門当期純利益(又は離島部門当期純損失)	Δ47		

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 離島供給収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。
- 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

インバランス収支計算書等

1 インバランス収支計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	7,910	営業収益	7,825
地帯間購入電源費	1,137	地帯間販売電源料	1,073
他社購入電源費	56	託送収益	136
(インバランスの買取りに係る費用)	(56)	接続供給託送収益	136
社内取引費用	6,715	(インバランスの供給に係る収益)	(136)
(インバランス対応取引費用)	(3,418)	社内取引収益	6,615
(インバランスの買取り相当額取引費用)	(3,297)	(インバランスの供給相当額取引収益)	(6,615)
営業利益(又は営業損失)	△84		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 1 インバランス収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 2 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 3 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は財務諸表及びインバランス収支計算書等を含む送配電部門収支計算書等には計上していない。なお、平成28年度における確定額は、営業費用8,636百万円(地帯間購入電源費1,137百万円、他社購入電源費66百万円、社内取引費用7,432百万円)及び営業収益8,466百万円(地帯間販売電源料1,073百万円、託送収益178百万円、社内取引収益7,214百万円)である。
- 4 インバランスの供給に係る電力量(kWh)及びインバランスの買取りに係る電力量(kWh)
インバランスの供給に係る電力量は594百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は631百万kWhである。また、平成28年度におけるインバランスの供給に係る電力量の確定値は640百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は696百万kWhである。

2 年平均需給調整コスト

4.49 円/kWh

(記載注意)

年平均需給調整コストは、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の第27条第1項第3号イの規定により算定した額を記載すること。


独立監査人の監査報告書

平成29年7月27日

北陸電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

田光完治 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

春日淳志 

当監査法人は、電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年 経済産業省令第2号）（以下「託送収支計算規則」という。）第3条の規定に基づき、北陸電力株式会社の第93期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、設備別費用明細表、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、特定設備投資額明細表、内部留保相当額管理表、離島供給収支計算書、インバランス収支計算書等及びそれらの注記について監査を行った。

送配電部門収支計算書等に対する経営者の責任

経営者の責任は、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して送配電部門収支計算書等を作成することにある。また、送配電部門収支計算書等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない送配電部門収支計算書等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、送配電部門収支計算書等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による送配電部門収支計算書等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、送配電部門収支計算書等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め送配電部門収支計算書等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、すべての重要な点において、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して作成されているものと認める。

送配電部門収支計算書等の作成の基礎

注記に記載されているとおり、送配電部門収支計算書等は、北陸電力株式会社が託送収支計算規則第4条の定めにより、経済産業大臣に提出するために、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

北陸電力株式会社は、上記の送配電部門収支計算書等のほかに、平成29年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して平成29年5月15日(会社法監査)及び平成29年6月28日(金融商品取引法監査)に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上